

Q. 除雪施策の充実にどう取り組むか

A. 総合的対策を来年度に制度化したい

Q. 協働による雪対策は

A. 区長会でのテーマとして取り上げる



西内 陽美議員

除雪の負担を  
解消する方策は

**質問** 高齢化が進む本町において、安心して住み続けられるまちを実現するために、除雪施策の充実は欠かせない。

除雪後に玄関間口に残る重い雪は、除雪車のブレードや走行速度の調整で解消が可能であり、道路片側への雪寄せは、逆ルートも確保すれば公平にできるはずだ。雪捨て場の不足へは、公園や町有地を雪捨て場として利用することや、融雪槽設置助成の再実施を望む声が上がっている。屋根の雪下ろしへの支援など、高齢になるにつれ重くなる負担への対策を具体的に検討したことはあるのかを伺う。

**町長** まず、除雪負担解消へ

の方策として、除雪車による玄関間口の置き雪の負担については、本町でも、可能な限りブレードの角度を調整しなるべく玄関間口に雪が入らないように受注業者に指示している。V型ブレードを用いて雪を住宅ではない箇所へはり付けたりもするが、住宅密集地では困難だ。また、間口部分で減速しての除雪は時間を要し、通勤通学時間帯の交通確保に支障を来す恐れがあるとともに経費増にもなる。よって、間口の置き雪の処理は、地先の皆様のご協力をお願いしたい。

片寄せによる置き雪は、不公平感を解消するため逆回りをしたこともあるが、反対側から不満の声が起ころ元に戻した経緯がある。まず、地域内での理解が必要不可欠だ。

公園や遊休町有地への投雪は、遊具や樹木に影響を及ぼさない範囲の使用は構わない。

次に、高齢者等に対する除雪対策の拡充は、現在、玄関前とベランダ除雪を実施している「新十津川町除雪サービス事業」の拡大を含め、除雪全般の対策を全庁的に検討しているところである。

高齢者等から特に要望の多い間口の置き雪、屋根雪下ろし、加えて、融雪槽の設置に伴う地下水への影響等を含め、総合的に検討し、冬期間の安心安全な生活環境の確保を図り、もって福祉の増進に資する所存である。

**再質問** 屋根の雪下ろし対策は、本町でも実際に何件かの事故が起きている。この冬から取り組めないか。

**町長** 屋根雪下ろし単独ではなく、高齢者等の福祉の観点からの雪対策、除雪対策を関係課と協議中。来年度の実施を目指している。

住民と行政の  
協働による雪対策は

**質問** 市街地区と農村地区、人口や年齢構成など、地域の特徴に応じた雪対策は効率的な除雪計画につながる。地域と行政が協議する場を設けて、互いに問題を確認し協力するのは有効だ。「継続できる共助」と「効果的な公助」をどのように進めるのが望ましいかと考えるのかを伺う。

**町長** 少子高齢化に伴い、雪対策に取り組むには行政だけでは限界がある。現在「共助」として行政区やボランティアによる独居老人宅等の除排雪が実施されている。このような町民の自主性を尊重し、公益的な活動が継続できるように支援することが「公助」の役割であると考えている。

行政と町民が協議する組織的なものを設ける考えはない。町内会や行政区内で議論していただくことが重要であると考えている。

**再質問** 行政が除雪センターと受委託の契約を交わす時は作業内容についての協議があると思うが、その場に地域住民を加えてはどうか。地域の要望を伝える場があれば、除雪作業技術の向上とクレームの減少につながる。

**町長** 委託は入札によるもの。作業内容と金額が決定した契約後に、作業内容は変えられない。地域の現状等は、今後の区長会のテーマとして取り上げることとする。